

現行（令和6年）	改訂版（令和7年）	改定理由
<b>土木工事施工管理基準</b>		
<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R6.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>7. その他</b></p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)」に読み替えるものとする。</p>	<p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R7.3〕、第1編1-1-26施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>7. その他</b></p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第2編 土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)」に読み替えるものとする。</p>	共仕の年度と項番
		諸基準類との整合 (2025/1/28)

現行(令和6年) 1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次							改訂版(令和7年) 1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次							改定理由						
編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	技番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁							
第3編 土木工事共通編																				
第2章 一般施工																				
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I - 59	第6節 一般舗装工	3-2-6-9	8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I - 60	ページ番号 ページ番号						
			排水性舗装工	基層工		I - 60														
第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー搅拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー搅拌工)編」による 管理の場合		I - 107	第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー搅拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー搅拌工)・ハーチカルドレン工編」による 管理の場合		I - 107	諸基準類との整合						
第10編 道路編																				
第16章 道路修繕																				
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 164	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163	ページ番号 ページ番号						
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 163		10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 164							

## 出来形管理基準及び規格値（案）

現行(令和6年)										改訂版(令和7年)										改定理由															
編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーバードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	$\pm 100$	100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレンの杭径は対象外とする。	3-2-7-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーバードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	$\pm 100$	100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレンの杭径は対象外とする。	3-2-7-7	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーバードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	$\pm 100$	100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレンの杭径は対象外とする。	3-2-7-7	諸基準類との整合													
				杭径D	設計値以上																														
				打込長さh	設計値以上																														
				サンドドレン、 袋詰式サンドドレン、 サンドコンパクションバイルの砂投入量	—																														
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工 (スラリー搅拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編 固結工(スラリー搅拌工)による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	3-2-7-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工 (スラリー搅拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編 固結工(スラリー搅拌工)・バーチカルドレン工(編)による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	3-2-7-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工 (スラリー搅拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編 固結工(スラリー搅拌工)・バーチカルドレン工(編)による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	3-2-7-9	諸基準類との整合											
				位置	D/8以内																														
				杭径D	設計値以上																														
				改良長L	設計値以上																														

現行(令和8年) 品質管理基準及び規格値(案)										改訂版(令和7年) 品質管理基準及び規格値(案)										改訂理由								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績 差等によ る補助	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績 差等によ る補助											
1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時、構造物の重要度と工事の規模に応じて1回/日以上、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋梁筋コンクリート床面にレディーミキシングコンクリートを用いる場合は原則として、企画検査結果を行なう。 ・道路橋梁筋コンクリート試験車が実定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時、 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋梁筋コンクリート床面にレディーミキシングコンクリートを用いる場合は原則として、企画検査結果を行なう。 ・道路橋梁筋コンクリート試験車が実定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時、 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋梁筋コンクリート床面にレディーミキシングコンクリートを用いる場合は原則として、企画検査結果を行なう。 ・道路橋梁筋コンクリート試験車が実定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時、 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋梁筋コンクリート床面にレディーミキシングコンクリートを用いる場合は原則として、企画検査結果を行なう。 ・道路橋梁筋コンクリート試験車が実定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	改訂修正
1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (以上の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、 なお、テスルは打設場所で採取し、1回につき6個（a7～3個、a28～3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて回につき3個（a3）を追加で採取する。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (以上の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、またはレディーミキシングコンクリートトマート式の供試体の試験値の平均値は、3個の供試体の試験値の平均値とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて回につき3個（a3）を追加で採取する。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (以上の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、またはレディーミキシングコンクリートトマート式の供試体の試験値の平均値は、3個の供試体の試験値の平均値とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて回につき3個（a3）を追加で採取する。	改訂修正							
1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	1. セメント・コンクリート・（転圧コンクリート）・コンクリート・コンクリート・（吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	改訂修正							
6. 製造工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	○	6. 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	○						適用範囲の明確化								
6. 製造工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容差2mm以下 外径700mm以上：0.016mm以下：許容差3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下： 許容差4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を2mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上：1.016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を3mm× $\pi$ 以下とする、その差を3mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を4mm× $\pi$ 以下とする。	6. 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容差2mm以下 外径700mm以上：1.016mm以下：許容差3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下： 許容差4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を2mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上：1.016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を3mm× $\pi$ 以下とする、その差を3mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を4mm× $\pi$ 以下とする。	6. 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容差2mm以下 外径700mm以上：1.016mm以下：許容差3mm以下 外径1,016mmを超えて2,000mm以下： 許容差4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を2mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上：1.016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を3mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超えて2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差を4mm× $\pi$ 以下とする。	適用範囲の明確化							
6. 製造工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた監督員による監督を行う。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とす。	○	6. 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。 原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた監督員による監督を行う。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とす。	○						適用範囲の明確化									

品質管理基準及び規格値（案）

品質管理基準及び規格値（案）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
6.既製杭工 施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1箇から3箇であること	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた配置とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (2ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を2ヶ所施工した後にその2ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)			6.既製杭工 施工	必須	鋼管杭・(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1箇から3箇であること	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた配置とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (2ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を2ヶ所施工した後にその2ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)						適用範囲の明確化
6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1箇から3箇であること	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が不可能な場合は現場状況に応じて撮影試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は130cm/1方向とする。 (2ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を2ヶ所施工した後にその2ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)			6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭・(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1箇から3箇であること	原則として溶接2ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が不可能な場合は現場状況に応じて撮影試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (2ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を2ヶ所施工した後にその2ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)						適用範囲の明確化
6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図に記載されていない場合は60%～70%（中振り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。			6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭・(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図に記載されていない場合は60%～70%（中振り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。			参考値：20N/mm <sup>2</sup>			適用範囲の明確化		
6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法による根固め液及びくぎ固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、複杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の製作方法に従って作成したものとし、供試体は供試体によって求めるものとする。			6.既製杭工 施工	その他	鋼管杭・(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法による根固め液及びくぎ固定液の圧縮強度試験	設計図書による 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、複杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の製作方法に従って作成したものとし、供試体は供試体によって求めるものとする。			参考値：20N/mm <sup>2</sup>			適用範囲の明確化		
14.アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出度分析試験	抽査調査・試験法便覧 [4]-208	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出するふりい分け試験 1~2回/日	○	14.アスファルト舗装	必須	アスファルト量抽出度分析試験	抽査調査・試験法便覧 [4]-218	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出するふりい分け試験 1~2回/日	○			記述修正		
30.覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	目的の実験結果は指定した呼び強度の95%以上であることを確認するため、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した供試体の重量は、1回/日以上、構造物の重量と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1個づつ6個（a=3個、a=2個、a=3個）とする。		30.覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の実験結果は指定した呼び強度の95%以上であることを確認するため、3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)		・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した供試体の重量は、1回/日以上、構造物の重量と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ～150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（a=3個、a=2個、a=3個）とする。			記述修正	
33.路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.8 路上再生用材料の基準範囲による	当初及び材料の変化時		33.路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.9 路上で吸水した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時			諸基準類との整合		
34.路上表層再生工	施工	必須	かきはぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-6に準じる。	-0.7cm以内	1,000mmごと。		34.路上表層再生工	施工	必須	かきはぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000mmごと。			諸基準類との整合		